第７号様式（第１３条関係）

入札参加資格制限措置の概要

１　対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

住　　所	東京都江東区新砂一丁目１番１号
商号又は名称	株式会社竹中土木
代　表　者	取締役社長　竹中　祥悟

２　措置期間

令和８年１０月９日～令和９年１月９日（３か月間）

３　事実概要

当該事業者の社員は、「近畿自動車道　久宝寺高架橋他７橋耐震補強工事」において、労働安全衛生法第１００条等違反により、令和８年６月１０日付けで羽曳野簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

４　措置理由

上記事実行為が、安達地方広域行政組合入札参加資格制限措置要領別表第２の措置要件６（措置基準別表第２第６項第３号イ）の規定により、３か月間の参加資格制限措置に該当するため。

【入札参加資格制限措置要領別表第２の６】

措　置　要　件	期　　間
（労働安全衛生法違反行為） ６　労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）第１００条に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から ３か月以上１２か月以内

問 い 合 わ せ 先
安達地方広域行政組合総務課財政係 福島県二本松市上竹二丁目１７２番地 ０２４３―２２―１１０１